

## 始良市農業委員会総会議事録（4月）

1. 開催日時 平成29年4月28日（金） 午後1時30分～5時
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（18人）

1番	松元 信道	11番	内村 洋昭
2番	森 洋一	12番	西 泰行
3番	岩元 律子	13番	堂前 澄男
4番	野元 幸雄	14番	今村 逸子
5番	夏田 恒	15番	内甌 達也
6番	今西 馨	16番	松尾 博好
7番	本村 正一	17番	瀬尾 幹男
8番	坂元 廣幸	18番	市藪 由美子
9番	小長野 誠	19番	米迫 慎二
10番	川島 兼次		

欠席委員 9番委員

農地利用最適化推進委員 出席委員（12人）

1番	池端 隆志	7番	白尾 親昭
2番	新屋敷 幸一	8番	牧野田 隆平
3番	中村 政芳	9番	大重 孝司
4番	柳迫 勝美	10番	上福元 克己
5番	犬童 博子	11番	松元 健一
6番	宇都 和義	12番	湯脇 博信

欠席委員 なし

### 3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
4. 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3号 農地転用事業計画変更申請について
6. 議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第 6号 農地の利用目的変更願について
9. 議案第 7号 非農地証明願について

10. 議案第 8 号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）について
11. 議案第 9 号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
12. 農地あっせんの経過報告
13. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
14. その他

#### 4. 農業委員会事務局職員

事務局長  
振興係長  
振興係主査  
農地係長  
農地係参事補  
農地係主任主査  
加治木農林水産係長  
~~始良農林水産係長~~

	<p><b>始良市農業委員会総会議事録（平成29年4月）</b>  （大会議室に全員着席）</p>
事務局長	<p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p> <p>〔1. 総会の通告〕</p>
議 長	<p>ただいまから、平成29年度第1回始良市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの出席農業委員は19名中、18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>なお、本日は、9番委員から欠席届が出ております。</p> <p>さて、改正農業委員会法により、4月1日付けで農地利用最適化推進委員を12名の方に委嘱いたしました。</p> <p>担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農業委員会の必須業務となった農地等の利用の最適化の推進活動を十分に機能させ、充実した活動にするために、推進委員の皆様におかれましては、農業委員会を構成する一員として意見を述べていただきますよう、お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 会務報告 —————</p>
議 長	<p>それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>資料により説明</p> <p style="text-align: center;">————— 議事録署名委員の指名 —————</p>
議 長	<p>議事日程に入ります。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>『異議なし』</p>
議 長	<p>それでは、3番委員、4番委員にお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 会議書記の指名 —————</p>
議 長	<p>つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇係長と〇〇係長を指名いたします。</p>

	<p>これからの議案の審議では、農業委員会法第31条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができなくなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。</p> <p>関係議案、終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">————— 議案第1号 —————</p> <p>それでは、日程第3、議案第1号農用地利用集積計画の意見決定について議題に供します。</p> <p>事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号農用地利用集積計画の意見決定についてご説明申し上げます。こちらにつきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会にて審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。</p> <p>公告日は4月30日、契約の始期は5月1日をそれぞれ予定いたしております。契約年数につきましては、1年間で3件、2年間で10件、3年間で39件、4年間で1件、5年間で57件、7年間で1件、10年間で14件で、合計125件となっております。面積につきましては、合計224,668㎡となっております。</p> <p>農用地利用集積計画の内容につきましては、総会資料の2ページから24ページまでございますので、ご確認頂きたいと思ひます。</p> <p>なお、総会資料の24ページ126番が、17番委員の関連する議案となっております。こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしくお願ひします。</p> <p>以上、第1号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、1番から93番までと、95番から125番までについて質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[質問、意見なし]</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第1号農用地利用集積計画の意見決定についての1番から93番</p>

		<p>までと、95番から125番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。</p>
議 長	委 員	<p>[賛成多数]</p> <p>賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画の意見決定について、1番から93番までと、95番から125番までについては原案のとおり決定いたしました。</p> <p>なお、議案第1号126番については、先ほど申しあげました議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。</p> <p>126番の関係者、17番委員の退席をお願いします。</p>
議 長	委 員	<p>(17番委員退席)</p> <p>それでは、126番について質疑に入ります。</p> <p>何か、ご質問等ございませんか。</p>
議 長	委 員	<p>[質問、意見なし]</p> <p>それでは、お諮りいたします。議案第1号126番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	委 員	<p>[賛成多数]</p> <p>賛成多数により、議案第1号126番については原案のとおり決定いたしました。</p> <p>17番委員の着席をお願いいたします。</p>
議 長	委 員	<p>(17委員着席)</p> <p>しばらく議事を中断させていただきまして事務局より説明をいたします。</p>
	事務局	<p>事務局よりお知らせいたします。農業委員総会の議決権の合議体に位置づけられているのは農業委員のみになります。議長から各議案ごとに諮問がありますが、推進委員は挙手をされないようお願いいたします。発言権のみありますのでよろしくお願いいたします。以上で終わります。</p>
議 長		<p style="text-align: center;">————— 議案第2号 —————</p> <p>次に、日程第4議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。</p>

	<p>1番から7番について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、25ページ及び26ページでございます。今月の申請件数につきましては、7件となっております。先般、各担当委員におかれまして事前調査がなされ、現地調査資料の1ページから7ページに調査書がございますので、ご審議の参考として下さい。</p> <p>それでは、1番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人、中津野在住の〇〇。譲渡人、神奈川県大和市在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、中津野字五反田〇〇番 田 469㎡です。 以上で1番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の1番に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>4番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。平成29年4月21日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行いました。事務局と一緒にしました。申請地も調査いたしました。譲受人〇〇さんは、農機具はトラクター、田植機、防除機、軽トラック、全部揃っております。それと76歳ですけど非常に元気な人ですので、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>続きまして、2番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人、蒲生町米丸在住の〇〇。譲渡人、鹿児島市在住の〇〇の売買による所有権移転でございます。申請地の所在は、蒲生町米丸字新田〇〇番 田 1,439㎡です。以上で2番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の2番に関連して、10番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>10番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。平成29年4月13日農業委員会の事務局職員と譲受人宅を訪問し聞き取り調査を行い、申請地も調査いたしました。譲受人〇〇さんは、労働力は本人と奥さんと2人です。機械類については、農業機械類はトラクター、田植機、コンバイン、米作りに必要な機械類は揃っております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p>

	<p>事務局</p> <p>続きますして、3番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人、豊留在住の〇〇。譲渡人、蒲生町米丸在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町米丸字上川内〇〇番〇 畑 2 3 4 m<sup>2</sup>です。以上で3番につきまして説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の3番に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委 員</p> <p>9番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。平成29年4月17日譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査しました。譲受人〇〇さんは、水稻を1町5反ほど耕作されていまして、農機具等も全て揃っております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、4番について事務局の説明を求めまます。</p>
	<p>事務局</p> <p>続きますして、4番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人、加治木町木田の一般社団法人〇〇代表理事〇〇。譲渡人、霧島市在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町木田字須崎〇〇番〇 畑 及び 〇〇番〇 畑 の2筆、合計面積 1, 2 7 9 m<sup>2</sup>です。</p> <p>こちらにつきましましては、本来、農業生産法人以外の法人による農地の取得は認められておりませんが、農地法施行令第2条におきまして、教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人が、当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合につきましましては、農地の権利移動の不許可の例外となっております。こちらの一般社団法人〇〇につきましましては、障害福祉サービス事業者でございまして、この例外に該当するものでございまして。条件についても、農地法第3条第2項1号全部効率利用要件、同項第2号農業生産法人の要件、同項第4号農作業常時従事要件、同項第5号下限面積要件、こちらにつきましましては例外として適用されましません。しかし、同項第7号地域との調和要件、こちらにつきましましては適用いたします。以上で4番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の4番に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委 員</p> <p>7番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。平成29年4月18日譲受人一般社団法人〇〇代表理事〇〇及び事務局職員を交えて現地において聞き取りを行い、申請地を調査しました。調査の結果、当申請地は、長年休耕地になっており雑草等も生えておりましたが、きれ</p>

議 長	<p>いに刈りとらえており、今後野菜を栽培される計画で必要な農機具につきましてではリースで対応するというものであります。以上のことから当申請は、農地法第3条第2項の7号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。以上で報告を終わります。</p> <p>次の、5番について事務局の説明を求めま。</p>
	<p>事務局 続きまして、5番につきましてご説明いたしま。</p> <p>譲受人、平松在住の〇〇。譲渡人、東餅田在住の〇〇の売買による所有権移転でございます。申請地の所在は、蒲生町下久徳字森木田〇〇番〇畑 及び 船津字平原〇〇番〇畑 の2筆、合計面積1,074㎡でございます。以上で5番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の5番に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いしま。</p> <p>委 員 1番推進委員です。それでは、調査報告をいたしま。平成29年4月18日譲受人と会って聞き取りを行い、一緒に申請地を調査いたしました。農機具は蒲生の実家の納屋にひととおり申請どおり揃っていました。また、申請地は船津の方は草払いがしてあり、蒲生の方は耕耘されていま両方とも管理されていました。よって当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、6番について事務局の説明を求めま。</p> <p>事務局 続きまして、6番につきましてご説明いたしま。</p> <p>譲受人、西餅田在住の〇〇。譲渡人、北海道の有限会社〇〇代表取締役〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町小山田字中原〇〇番〇田 及び 〇〇番〇畑 の2筆、合計面積2,603㎡です。以上で6番の説明を終わります</p>
議 長	<p>ただいまの説明の6番に関連して、8番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いしま。</p> <p>委 員 8番委員です。それでは、調査報告をいたしま。平成29年4月19日譲渡人〇〇さんと事務局2人と私で現地で会い調査をいたしました。現地はよく管理されており、また機械も倉庫にトラクター、田植機、畑作業をする小機械等全て揃っておりました。従いまして当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、7番について事務局の説明を求めま。</p>

<p>事務局</p>	<p>続きまして、7番につきましてご説明いたします。  譲受人、加治木町錦江町在住の〇〇。譲渡人、加治木町木田在住の〇〇の親子間の贈与による所有権移転でございます。申請地の所在は、加治木町小山田字水ノ手〇〇番〇 田、字中田〇〇番 田、字下学力〇〇番〇 田 及び字水ノ手〇〇番〇 田 の4筆、合計面積3,713㎡です。以上で7番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明の7番に関連して、8番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>8番委員です。報告いたします。平成29年4月14日17時半に譲渡人〇〇さんと会い、聞き取り調査を行いました。先ほどありましたように2人は親子でございまして、父親所有の機械、トラクター、田植機、動噴、コンバイン等全て揃っておりまして、これはそのまま譲り受けるということでございます。また、〇〇さんは市の職員でございまして、土曜、日曜、祭日等は親子と一緒に作業されていますので、父親が元気なうちはこれからも一緒に作業をするとのことでございます。従いまして当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について 1番から7番について、一括して質疑に入ります。  何か、質問等はございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>なしということでございます。それではお諮りいたします。  議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から7番については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>[賛成多数]</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から7番は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第3号 —————</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第5議案第3号農地転用事業計画変更申請について議題に供します。</p>

	<p>1番から2番について説明をお願いします。          それでは、1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第3号農地転用事業計画変更申請について説明します。          今月は2件でございました。          まず1番についてご説明します。          申請人は、当初計画書では鹿児島市下荒田在住の〇〇です。事業継承者が始良市脇元在住の〇〇となります。土地の所在は、当初計画が平松字後迫〇〇番〇 地目 畑 面積421㎡で変更はなしです。当初の転用目的は一般住宅で許可日は平成24年6月26日です。変更後の転用目的も同一で一般住宅です。変更理由は当初計画では申請人が自己住宅を建築する予定でしたが、仕事の関係で転勤になり、事業継承者が譲り受け、住宅建築しようとするものです。議案第5号4番申請地と関連があります。農地法5条の許可申請も同時に申請されました。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、1番推進委員に議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての4番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>1番推進委員です。現地調査報告を行います。立地基準・農地区分は第3種農地で問題ありません。申請地の位置は重富地区公民館から東に約100mの位置です。被害防除の現況は、東は宅地、西は畑、南は宅地、北 宅地です。申請実現の確実性として、融資証明もあり確実である。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして現地調査員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番についてご説明申し上げます。          申請人は、当初では始良市の社会福祉法人〇〇理事〇〇です。変更後も同一です。土地の所在は、当初計画が船津字二俣〇〇番 田 660㎡、同じく二俣〇〇番 田 463㎡、同じく二俣〇〇番〇 畑 503㎡ 合計1,626㎡、変更後も同一です。当初の転用目的は運動場で許可日は平成25年11月26日付けです。申請地は当初の転用目的どおり運動場で造成され使用されていましたが、登記変更をされておらず、情報の古い状態で特別養護老人ホームを建築したもので、今回地目変更届を法務局に申請する際に許可書が運動場で許可書と現況が合致しないとの指摘を受けて、申請があったものです。議案第4号4番申請地と関連があります。登記の名義は、〇〇になっていますので、4条申請になります。補足して申し上げます。この案件につきましては、事務局のほうより事業者に対して申請をするよう指導いたしましたものです。以上です。</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの事務局説明に関連して、4番委員に議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての4番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>4番委員です。現地調査報告をいたします。立地基準・農地区分は第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外であります。集落接続施設に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、船津公園から南西に150mの位置であります。被害防除の現況ですが、東が宅地、西は道路、南は畑、北は宅地です。申請実現の確実性ですけれども、過去に転用済であるため確実性があります。総合意見といたしまして現地調査員といたしましては、承認意見であります。以上で終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>これより、議案第3号1番から2番について、一括して質疑に入ります。何か、質問等はございませんか。</p> <p>[質疑・意見なし]</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ないようです。それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号農地転用事業計画変更申請についての1番から2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>[賛成多数]</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第3号農地転用事業計画変更申請についての1番から2番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第4号 —————</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、日程第6議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。</p> <p>1番から5番について説明をお願いします。</p> <p>それでは、1番について事務局の説明を求めます。</p> <p>資料は28ページとなります。議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。今月は5件でございました。</p> <p>1番からご説明申し上げます。</p> <p>申請人は 加治木町反土在住の〇〇さん。土地の所在は、加治木町反土字大手口〇〇番〇 地目 田 面積 1,689㎡です。農地区分は農振農用地区域外で、都市計画の用途の設定はありません。土地改良事業等の施行もございません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は第2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、山林でございます。申請理由は、申請地は周囲が山林で</p>

<p>議 長</p>	<p>耕作に不便なため、クヌギを植え山林としたいという事です。資金は自己資金で対応し、水利組合の意見書の添付がございました。被害防除計画書も添付もございました。以上です。</p> <p>ただいまの説明の1番に関連して、5番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>5番推進委員です。よろしく申し上げます。立地基準・農地区分は第2種農地であります。その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、南国生コン会社から南に約500mの位置にありました。被害防除の現況は、東が雑種地、西は山林、南は山林、北も山林でした。申請実現の確実性は、自己資金証明ありで確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見は、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、2番について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>2番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人は、福岡県在住の〇〇。土地の所在は、加治木町反土字向江城〇〇番〇 田 1, 222㎡、同じく向江城〇〇番地 田 710㎡、同じく向江城〇〇番地 田 93㎡、合計3筆の2, 025㎡です。農地区分は農振農用地区域外で、都市計画の用途はございません。土地改良事業等の施行もございません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は第2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、山林でございます。申請理由は、周囲が山林で日照不足のため、クヌギを植えたいということでございまして融資で対応とございますが、(1番の)〇〇さんのご兄弟の方で、〇〇さんが資金を融資するとのことです。水利組合の意見書がございました。被害防除計画書の添付もございました。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明の2番に関連して、5番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>5番推進委員です。立地基準・農地区分は第2種農地であります。その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、南国生コン会社から南に約600mの位置です。被害防除の現況は、東は山林、西は雑種地、南は道路、北は山林です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、3番について、事務局の説明をお願いします。</p>

	<p>事務局</p> <p>3番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人は 蒲生町北の〇〇。土地の所在は、蒲生町白男字川原〇〇番 〇 田 658㎡です。ここは農用地区域内にあります。事前に農用地区域が農用地の指定でございましたが、農業用施設用地に変更したということです。すでに公告済みです、都市計画区域ですが用途の設定はありません。土地改良事業の施行があります。農地の広がりには10ha以上です。従いまして農地区分は農用地区域内農地でございます。</p> <p>転用目的は、農業用施設です。農振の農用地利用計画に沿った利用ということで転用許可の範囲内になります。農業用施設1棟の480㎡です。面積がもうひとつ5条のほうでありまして、3,000㎡近くですが480㎡の残りは、いちごハウス等を作るということです。申請理由は、農業用倉庫、露天農業資材置場及び育苗施設が必要なためということでございます。融資で対応でございます。土地改良区の意見書の添付がございます。被害防除計画書も添付がございます。農振農用地区域内の転用ですので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。先ほど申しました〇〇番〇 田 2,294㎡と一体利用です。全事業面積が2,952㎡となります。議案第5号19番と関連がございます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの事務局説明に関連して、6番委員に議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての19番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委 員</p> <p>それでは、報告します。29年4月24日、私と委員の方4名と職員2名でございまして、簡単に申し上げます。立地基準・農地区分は農用地区域内農地であるが、農業用施設に該当するため問題はないということでございます。申請地の位置でございますけれども、白男中福良公民館から北東に50mくらいの位置にあります。被害防除の現況は、東は田、西は田、南は道路、北は水路となっております。申請実現の確実性でございますけれども、融資証明もあり確実であるという判断しております。条件及び特記事項は特別なし。みんなの意見でありますけれども、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見でございます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、4番について、事務局の説明をお願いします。</p>
	<p>事務局</p> <p>4番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人は 始良市の社会福祉法人〇〇理事〇〇。土地の所在は、船津字二俣〇〇番〇 畑 503㎡、同じく二俣〇〇番 田 660㎡、同じく二俣〇〇番 田 463㎡、合計3筆 1,626㎡です。農地区分は農振農用地区域外で、都市計画の用途の設定はございません。土地改良事業等の施行もございません。ただし、農地の広がりには10ha以上</p>

<p>議 長</p>	<p>ですので農地区分は第1種農地となります。</p> <p>転用目的は、特別養護老人ホーム4棟の1, 276.74㎡です。申請理由は、始良市の公募に伴い、地域密着型特別養護老人ホームを整備するためです。土地改良区の意見は区域外のため不要でございます。議案第3号2番、先ほどご承認いただきました利用目的変更申請と同一のところでございます。登記名義は〇〇となっていますので4条で申請して特別養護老人ホームで許可をいただきたいとのことでございます。以上です。</p> <p>本案件については、議案第3号2番で、4番委員から報告済でありますので補足説明については、省略いたします。</p> <p>次の、5番について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>5番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人は平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字上水流〇〇番田1, 269㎡です。農地区分は農振農用地区域外で第一種住居地域に用途が設定されております。土地改良等の施行はございません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、貸駐車場でございます。申請理由は、当地を月極の貸駐車場に利用する計画に至るということでございます。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書の添付がございます。被害防除計画書の添付もでございます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明の5番に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>1番推進委員です。調査報告を行います。農地区分は第3種農地であるため問題ありません。申請地の位置は、クロネコヤマトから北に約50mの位置です。被害防除の現況としましては、東は田、西は農道、南は農道、北は宅地です。申請実現の確実性としまして、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について1番から5番について、一括して質疑に入ります。</p> <p>何か、質問等はございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>〔質疑・意見なし〕</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>1 番から 5 番について原案のとおり、意見決定及び許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p> <p>[賛成多数]</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第 4 号農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番から 5 番は、原案のとおり、意見の決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については意見聴取いたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第 5 号 —————</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第 7 議案第 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。</p> <p>1 番から 2 3 番について説明をお願いします。</p> <p>それでは、1 番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。今月は 2 3 件でございました。</p> <p>先ほどの議案第 4 号は自分の土地を転用する場合の許可でしたが、今度は他人の土地を買う或いは贈与を受ける或いは借りて転用をする場合にとる許可でございます。</p> <p>1 番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人、鹿児島市西田在住の〇〇。土地の所在は、平松字西中原〇〇番 地目 畑 面積 5 5 2 m<sup>2</sup>です。権利内容は所有権移転でございます。農地区分は農業振興地区域外で都市計画の用途区域は第一種低層住居専用地域に指定されています。土地改良事業等の施行はございません。農地の広がりには 1 0 ha 未満です。従いまして農地区分は第 3 種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、宅地造成です。申請理由は、申請地を取得して宅地分譲一筆分譲として利用するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要でございます。被害防除計画書の添付がございます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、1 番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>1 番推進委員です。調査報告を行います。農地区分としまして第 3 種農地であるため問題なしです。申請地の位置は、重富地区公民館から東に約 2 5 0 m の位置です。被害防除の現況としまして、東が畑、西が市道、南が畑、北が畑です。申請実現の確実性としまして、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調</p>

議 長	<p>査委員としましては許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> <p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、蒲生町下久徳の〇〇。譲渡人、愛知県大府市在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町下久徳字堤田〇〇番〇 畑 486㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農用区域外で都市計画の用途の設定はございません。土地改良事業等の施行もございません。農地の広がりには10ha以上ございますので農地区分は第1種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、中古車展示場となります。申請理由は、自動車販売をしているため、中古車展示場として利用したいためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要でございます。被害防除計画書の添付がございます。第1種農地ですので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>9番推進委員です。立地基準・農地区分は第1種農地ではありますが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため問題ありません。被害防除の現況は、東が田、西が市道、南が宅地、北が雑種地です。申請実現の確実性は、自己資金証明がありまして確実であります。条件及び特記事項は特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上であります。</p>
議 長	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p> <p>3番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、鹿児島市城西の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人、始良市東餅田在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字北五反畑〇〇番〇 畑 153㎡です。権利内容は所有権移転でございます。農地区分は農業振興地域外で都市計画の用途は第二種住居地域に指定されています。土地改良事業等の施行はございません。農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、社員住居兼事務所1棟98.09㎡です。申請理由は、社員の住居及び事務所です。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書等は区域外のため不要でございます。被害防除計画書は添付がございます。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、2番委員に調査の結果並びに補足説明を</p>

委員	<p>お願いします。</p> <p>2番委員です。それでは報告をいたします。農地区分は第3種農地で問題はございません。申請地の位置でございますが、コスモス始良店から東に約150mの位置でございます。造成工法は現状のままです。土留め工法は不要でございます。被害防除の現況は、東が市道、西が市道、南が畑、北が宅地でございます。隣接農地との日照確保といたしまして、高さ制限5mがございます。雨水は水路、汚水・生活雑排水は合併浄化槽でございます。資力は自己資金、計画面積は妥当でございます。自己資金証明もあり確実である。関係機関との協議事項でございますが全て不要です。よって、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては許可意見でございます。以上です。</p>
議長	<p>次の4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>4番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市脇元在住の〇〇。譲渡人、鹿児島市下荒田在住の〇〇。土地の所在は、平松字後迫〇〇番〇 畑 421㎡です。権利内容は所有権移転でございまして農地区分は農業振興地区域外で都市計画の用途は第一種低層住居専用地域に指定されております。土地改良事業等の施行はございません。農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、一般住宅1棟92.74㎡です。申請理由は、申請地に自己の住宅を建築し、生活の安定を図るものです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要でございます。被害防除計画書は添付がございます。議案第3号1番、先ほどご承認いただきました農地転用事業計画変更申請ですが、〇〇から〇〇への変更をご承認いただきましたので、申し添えます。以上です。</p>
議長	<p>本案件については、議案第3号1番で、1番推進委員から報告済でありますので補足説明については、省略いたします。</p> <p>次の、5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>5番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、始良市加治木町反土在住の〇〇です。土地の所在は、加治木町木田字ユル木堂〇〇番〇 田 99㎡です。これはすでに農振除外は終えておりまして、農用地区域外でございます。都市計画の用途設定はございません。土地改良事業等の施行もございません。農地の広がりには10ha以上です。従いまして農地区分は第1種農地となります。</p> <p>転用目的は、建売住宅1棟33.12㎡です。申請理由は、近隣周辺は宅地開発が進み、交通の便が良く住宅需要が見込まれるためということです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書がございます。</p>

議 長	<p>被害防除計画書は添付がございます。第1種農地に該当しますので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、5番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>5番推進委員です。立地基準・農地区分は第1種農地ではありますが、第1種農地の不許可の例外である集落接続農地に該当するため問題はなし。申請地の位置は木田土地改良区から北約350mの位置。被害防除の現況は、東は市道、西は田、同意書あり、南は市道、北は田で同意書ありです。申請実現の確実性は、自己資金証明ありで確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の、6番について事務局の説明を求めます。</p> <p>6番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、霧島市隼人町在住の〇〇。譲渡人、始良市鍋倉在住の〇〇及び〇〇。土地の所在は、鍋倉字稻荷脇〇〇番〇 畑 495㎡の内304㎡です。権利内容は所有権移転でございます。農地区分は農用地区域外で都市計画の用途の設定はございません。土地改良事業等の施行もございません。農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は第2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、一般住宅1棟99.37㎡です。申請理由は、借家住まいで手狭であり、地理的利便性のよい申請地に自己の住宅を建設するためです。資金は融資で対応し、土地改良区等は区域外のため不要でございます。被害防除計画書は添付がございます。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>2番推進委員です。立地基準・農地区分につきましては第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は始良西部森林組合から東に約400mの位置であります。被害防除の現況は、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が畑であります。申請実現の確実性、融資証明もあり確実である。条件及び特記事項についてはありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としては許可意見であります。以上で終わります。</p>
議長	<p>次の、7番について事務局の説明を求めます。</p>

	<p>事務局</p> <p>7番についてご説明申し上げます。</p> <p>借人、始良市東餅田在住の〇〇。貸人、始良市平松在住の〇〇及び〇〇。土地の所在は、平松字八反房〇〇番〇 畑 93㎡、同じく八反房〇〇番〇 畑 192㎡で、合計2筆の285㎡です。権利内容は使用貸借権の設定でございまして、農地区分は農業振興地区域外で都市計画の用途は第一種中高層住居専用地域に指定されています。土地改良事業等の施行はございません。農地の広がりは10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、一般住宅1棟102.06㎡です。申請理由は、借家住まいで手狭であり、地理的利便性のよい申請地に自己の住宅を建設するためです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書は区域外のため不要でございます。被害防除計画書は添付でございます。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委 員</p> <p>1番推進委員です。現地調査の報告を行います。農地区分は第3種農地であり問題ありません。申請地の位置は始良駅から南に約250mの位置です。被害防除の現況としまして、東が宅地、西が宅地と畑、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性としまして、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、8番について事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p> <p>8番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市西餅田在住の〇〇及び〇〇。譲渡人、始良市西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字上松原〇〇番〇 畑 112㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地区域外で都市計画の用途は第一種住居地域に指定されています。土地改良事業等の施行はございません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、一般住宅1棟98.54㎡です。申請理由は、借家住まいで手狭であり、地理的利便性のよい申請地に自己の住宅を建設するためです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書等は区域外のため不要でございます。被害防除計画書は添付がでございます。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、1番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委 員</p> <p>1番委員です。当該地域は立地基準・農地区分としましては、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、松原下公民館から北東に約1</p>

議 長	<p>00mの位置でございます。被害防除の現況は、東は宅地、西も宅地、南は市道、北も宅地です。申請実現の確実性ですけれども、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項ですけれども特にございませぬ。総合意見としましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p> <p>次の9番に入る前に休憩いたします。 (休憩)</p>
議 長	<p>それでは、休憩を解いて議事に入りたいと思います。 次の、9番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>9番についてご説明申し上げます。 譲受人、始良市東餅田在住の〇〇及び〇〇。譲渡人、埼玉県入間市在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字下鋤カキ〇〇番〇 田 213㎡ 内 208㎡です。権利内容は所有権移転でございます。農地区分は農用地区域外で都市計画の用途の設定はございません。土地改良事業等の施行はございません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。 転用目的は、一般住宅1棟127.92㎡です。申請理由は、譲受人が居住するための住宅を建築するためです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付はございます。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、1番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>1番委員です。立地基準・農地区分は第3種農地で問題ありません。申請地の位置ですけれども松原地区公民館から南東に約300mの位置でございます。被害防除につきましては、東は雑種地、西は雑種地、南は宅地、北は市道でございます。申請実現の確実性につきましては、融資証明もあり確実でございます。条件及び特記事項はございません。総合意見は、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の、10番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>10番についてご説明申し上げます。 譲受人、始良市西餅田在住の〇〇。譲渡人、始良市西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字岩根川畑〇〇番〇 畑 271㎡です。権利内容は所有権移転でございます。農地区分は農業振興地域外で都市計画の第一種中高層住居専用地域に指定されています。土地改良事業等の施行はございません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分</p>

<p>議 長</p>	<p>は第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、一般住宅1棟93.57㎡です。申請理由は、現在、借家住まいであり、申請地に自宅を建築するためです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書は区域外のため不要でございます。被害防除計画書の添付がございます。隣接地〇〇番〇 89.94㎡と一体利用し、全事業面積は360.94㎡となります。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、5番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>5番委員です。立地基準・農地区分は第3種農地で問題ございません。申請地の位置といたしまして、帖佐中学校から北に約10mの位置でございます。被害防除の現況といたしまして、東は宅地、西は畑、南は市道、北は河川と道路でございます。申請実現の確実性といたしまして、資力は融資、面積は適当、融資証明もあり確実である。条件及び特記事項はございません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、11番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>11番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、加治木町小山田在住の〇〇。譲渡人、加治木町小山田在住の〇〇。土地の所在は、加治木町小山田字東木迫〇〇番〇 畑 1, 355㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、農用区域外で、都市計画区域外です。土地改良事業の施行はございます。農地の広がり10ha未満でして農地区分は、土地改良事業がありますので第1種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、駐車場です。申請理由は、社員の駐車場及び機材置場を作るためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付がでございます。被害防除計画書の添付がでございます。第1種農地ですので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。隣接地〇〇番〇（畑）988㎡と一体利用し、全事業面積は2,343㎡です。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、3番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>3番委員です。現地調査報告をいたします。農地区分は第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため問題なし。申請地の位置は小山田ふれあい交流施設から西に約150mの位置。被害防除の現況は、東は雑種地、西は放草地、南は雑種地、北は道路。申請実現の確実性は、自己資金証明ありで確実である。条件及</p>

議 長	<p>び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
事務局	<p>次の、12番について事務局の説明を求めます。</p> <p>12番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、鹿児島市の合同会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、始良市宮島町在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字横手前〇〇番〇 田 1, 5 1 8 m<sup>2</sup>です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で都市計画の第一種住居地域に指定されています。土地改良事業の施行はございます。農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、集合住宅2棟453.28m<sup>2</sup>です。申請理由は、申請地を取得して集合住宅2棟32世帯を建築するためです。自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付がございます。被害防除計画書の添付もございます。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、5番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>5番委員です。農地区分は第3種農地で問題ありません。申請地の位置でございますけれども高樋公民館から南に約150mの位置でございます。造成工法といたしまして盛土が0.5m、土留め工法といたしましてL型擁壁1.0mでございます。被害防除の現況といたしまして、東が道路、西が水路と宅地、南が宅地、北も宅地でございます。申請実現の確実性といたしまして、資力は自己資金、計画面積は適当、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はございません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見でございます。終わります。</p>
議 長	<p>次の、13番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>13番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市宮島町の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人、始良市鍋倉在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字上川屋〇〇番 地目 田 面積843m<sup>2</sup>です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で都市計画の第一種中高層住居専用地域に指定されています。土地改良事業の施行はございます。農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、宅地造成です。申請理由は、申請地を取得して宅地分譲一筆分譲として利用するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付がございます。被害防除計画書も添付がございます。</p>

議 長	<p>以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、5番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>5番委員です。農地区分は第3種農地で問題ございません。申請地の位置といたしまして高樋公民館から南に約350mの位置です。造成工法といたしまして盛土が0.7m、土留め工法といたしまして塀ブロック0.8m。被害防除の現況といたしまして、東が道路、西が道路、南が宅地、北が宅地でございます。申請実現の確実性といたしまして、資力は自己資金、面積は適当、自己資金証明もあり確実である。条件及び特記事項はございません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見でございます。終わります。</p>
議 長	<p>次の14番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>14番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、日置市東市来町の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、鹿屋市在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字七反田〇〇番〇田1,291㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で都市計画の用途は、第一種中高層住居専用地域に指定されています。土地改良事業等の施行はございません。農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、共同住宅1棟260.02㎡です。申請理由は、当地に共同住宅の建設計画に至るためです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付がございます。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、2番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>2番委員です。報告いたします。農地区分は第3種農地で問題ございません。申請地の位置でございますが建昌小学校から南に約200mの位置でございます。造成工法といたしましては現状のまま利用するということでございます。土留め工法は、塀ブロック0.6m。被害防除といたしまして現況は、東が宅地、西が畑、南が宅地と道路、北が水路でございます。隣接農地の緩衝地確保、日照確保といたしまして5mとするということでございます。汚水、生活雑排水は、合併浄化槽でございます。資力は融資、面積は適当でございます。申請実現の確実性といたしましては、融資証明もあり確実であるということです。特記事項等はございません。調査の結果、現地調査委員としましては許可意見でございます。以上です。</p>

議 長	次の、15番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>15番についてご説明申し上げます。</p> <p>借人、蒲生町の有限会社〇〇代表取締役〇〇。貸人、同じく蒲生町下久徳在住の〇〇、親子関係です。土地の所在は、蒲生町下久徳字壱町畠〇〇番〇 田 面積 415㎡です。権利内容は賃借権の設定でございます。農地区分は農用地区域外でございまして都市計画の設定はございません。土地改良事業等の施行もございません。農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は第2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、資材置場でございます。申請理由は、当地を借りて当社事業用の資材置場に利用する計画に至るためです。資金は不要でございまして、土地改良区の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付がでございます。隣接地800-1宅地の一部397㎡と一体利用で、全事業面積は812㎡です。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、8番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>8番委員です。報告いたします。立地基準・農地区分は第2種農地ですがその他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は県立蒲生高校から西に約50mのところでございます。被害防除の現況といたしまして、東が田、西が5条許可済地でございます。南が宅地、北が道路でございます。申請実現の確実性といたしまして、資力は転用済のため不要でございます。計画面積は適当でございます。建設業で資材置場として使用するの確実でございます。条件および特記事項はありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査員といたしましては許可意見でございます。終わります</p>
議 長	<p>次の、16番について事務局の説明を求めます。</p> <p>16番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、霧島市国分の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、始良市西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字上松原〇〇番 田 955㎡です。権利内容は所有権移転でございまして、農地区分は農業振興地域外で都市計画の第一種中高層住居専用地域に指定されています。土地改良事業等の施行はございません。農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、宅地造成です。申請理由は、小学校に近く、市街地の状況から宅地分譲に最適地と判断し選定に至るためです。生産区画数は宅地4区画、道路1区画でございます。資金は、自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付がでございます。被害防除計画書の添付もございま</p>

議 長	<p>す。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、1番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>1番委員です。農地区分につきましては第3種農地であるため問題ございません。申請地の位置ですけれども松原なぎさ小から南に約200mの位置でございます。造成工法としましては盛土1.0mでございます。土留工法としましてはL型擁壁1.0mうちます。被害防除につきましては、東が宅地、西が田、南が市道、北が田という状況でございます。申請実現の確実性ですけれども、自己資金証明もあり確実でございます。土地改良区の意見も付帯してございまして、適当ということです。条件および特記事項についてはございません。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査員としましては許可意見でございます。以上です。</p>
議 長	<p>次の、17番について事務局の説明を求めます。</p> <p>17番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、霧島市国分新町在住の〇〇。譲渡人、熊本県合志市在住の〇〇。土地の所在は、加治木町木田字赤坂〇〇番〇 畑 413㎡です。権利内容は所有権移転でございます。農地区分は農用区域外で第一種住居地域に指定されています。土地改良事業等の施行はございません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、宅地造成です。申請理由は、申請地の北側の土地〇〇番〇 〇〇番〇と併せて宅地分譲6区画を建設し、その販売を行うためです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書は添付がございました。被害防除計画書の添付がございました。隣接地〇〇番〇宅地854.22㎡ 〇〇番〇山林470㎡と一体利用。全事業面積は1,737.22㎡となります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>9番推進委員です。立地基準・農地区分は第3種農地で問題ありません。申請地の位置ですが星原団地から南西に約100m。造成工法としましては盛土0.2m。土留工法としましては塀ブロック0.4mです。被害防除の現況としまして、東が宅地、西が道路、南が道路、北が宅地でございます。申請実現の確実性であります。融資証明ありで問題ありません。条件および特記事項は特にございませぬ。総合意見としましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査員としましては許可意見であります。以上です。</p>

議 長	次の、18番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>18番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、始良市船津在住の〇〇。土地の所在は、船津字一町畠〇〇番 畑 687㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農用区域外で都市計画の用途の設定はございません。土地改良事業等もございません。農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は第2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、建売住宅2棟195.63㎡です。申請理由は、申請地は船津地区公園から西に約70mの位置にあり、閑静な住宅地で交通の便が良く、住宅需要の条件としては揃っているため建売住宅を建設するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等は区域外のため不要でございます。被害防除計画書の添付がございます。以上です。</p>
議 長	ただいまの説明に関連して、4番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	<p>4番委員です。農地区分は第2種農地であるがその他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は船津公園から西に約70mの位置でございます。被害防除の現況ですけれども、東が道路、西が道路、南が畑及び宅地、北が畑及び宅地であります。申請実現の確実性ですけれども、自己資金証明もあり確実であります。条件および特記事項はありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	次の、19番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>19番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、蒲生町北の〇〇。譲渡人、蒲生町白男の〇〇。土地の所在は、蒲生町白男字内川原〇〇番 田 2, 294㎡です。権利内容は所有権移転でございます。農地区分は、農用区域内農地で、農用区域内です。都市計画の用途の設定はございません。土地改良事業の施行はあります。農地の広がりには10ha以上です。従いまして農地区分は、農用区域内の農地であります。</p> <p>転用目的は、農業用施設1棟480㎡です。申請理由は、農業用倉庫・露天農業資材置場・育苗施設が必要なためです。資金は融資で対応でございます。土地改良区の意見書等は、水利は、ここはパイプラインで農業用施設になった後も再び使えます。育苗施設等もございますので、改良区には入ったままでございます。被害防除計画書の添付がございます。農用区域内農地になりますので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件でございます。先ほどの議案第4号3番の〇〇番〇は本人</p>

<p>議 長</p>	<p>名義で、こちら〇〇番〇は、譲渡人〇〇が譲受人〇〇の父親であり、贈与による所有権移転であるため〇〇番〇は、5条の申請となります。以上でございます。</p> <p>本案件については、議案第4号の3で、6番委員から報告済でありますので補足説明については、省略いたします。</p> <p>次の、20番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>20番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、鹿児島市東谷山在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町下久徳字簡原〇〇番〇 田 839㎡です。権利内容は所有権移転でございます。農地区分は、農用地区域外で、都市計画の用途についてはございません。土地改良事業の施行はあります。かなり昔で、戦時中の圃場整備です。農地の広がりは10ha以上で、農地区分は、第1種農地でございます。</p> <p>転用目的は、建売住宅2棟172.24㎡です。申請理由は、建売住宅を建築して販売するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付がございます。被害防除計画書の添付がございます。第1種農地ですので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、8番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>8番委員です。報告いたします。農地区分は第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため問題なし。申請地の位置は蒲生高校から南西に約70mのところでございます。造成工法といたしまして盛土1.5～1m。土留工法といたしましてL型擁壁1.5～1mでございます。被害防除の現況といたしまして、東が宅地、西が田、南が田、北が県道でございます。隣接農地との緩衝地で1mでございます。隣接農地との日照確保が4mでございます。申請実現の確実性といたしまして、資金証明ありで確実でございます。条件および特記事項はありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、21番について事務局の説明を求めます。</p> <p>21番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、東餅田在住の〇〇。譲渡人、鹿児島市吉野在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町下久徳字榎田〇〇番 田 743㎡です。権利内容は所有権移転でございます。農地区分は、農用地区域外で、都市計画の用</p>

<p>議 長</p>	<p>途の設定はございません。土地改良事業もありません。農地の広がりには10ha未満で、農地区分は、第1種農地であります。</p> <p>転用目的は、駐車場です。申請理由は、経営する店舗の駐車場として利用するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付がございました。被害防除計画書の添付がございました。第1種農地ですので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、8番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>8番委員です。報告いたします。農地区分は第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため問題ありません。申請地の位置は蒲生高校から西に約300mのところでございます。盛土0.5m、土留め工法といたしまして土留打が0.5mでございます。被害防除の現況は、東が雑種地、西が田、南が田、北が水路でございます。申請実現の確実性といたしまして、資金証明があり確実でございます。条件および特記事項はありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査員としましては許可意見であります。終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、22番について事務局の説明を求めます。</p> <p>22番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、鹿児島市坂之上在住の〇〇。譲渡人、鹿児島市吉野町在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町漆字雉子段〇〇番 田 520㎡、同じく雉子段〇〇番 田 1, 786㎡と鹿児島市吉野町在住の〇〇 蒲生町漆字雉子段〇〇番 田 420㎡の合計3筆です。農地区分は農用地区域外です。これは、農用地区域でしたが除外の公告済です。都市計画区域外です。土地改良事業等の施行はございません。農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は第2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、太陽光発電所です。申請理由は、申請地に太陽光パネル256枚を設置し、太陽光発電を行いたいためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等はございません。被害防除計画書の添付がございました。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、12番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>12番委員です。ご説明申し上げます。農地区分は第2種農地であります。その他の農地に該当するため問題ございません。申請地の位置でございますが、漆小学校から北に約1kmの位置にございます。被害</p>

議 長	<p>防除の現況といたしましては、東に雑種地、西に転用地、南に河川、北に道路でございます。資力といたしましては融資。計画面積の妥当性といたしましては適当。申請実現の確実性といたしまして、融資証明もございまして確実であります。現地調査員といたしましては許可意見であります。以上でございます。</p> <p>次の、23番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>23番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、北九州市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人、始良市西餅田在住の〇〇他6名。土地の所在は、宮島町〇〇番〇 地目 畑 面積 696㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画区の用途は商業地域です。土地改良事業の施行はございません。農地の広がりは10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、駐車場です。申請理由は、駐車場として使用するためです。資金は自己資金で対応し、改良区等はございません。始末書の添付がございます。追認許可ですので県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件です。隣接地〇〇番〇宅地191㎡と一体利用です。全事業面積は887㎡でございます。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、2番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>2番委員です。報告いたします。農地区分は第3種農地で問題ございません。申請地の位置でございますが市役所始良庁舎から北東に約150mの位置でございます。造成工法は現状のままということです。土留めは不要でございます。被害防除の現況といたしまして、東が宅地、西が市道、南が駐車場、北が市道でございます。雨水の排水は、水路放流でございます。申請実現の確実性でございますが、資力は自己資金、計画面積は適当でございます。自己資金証明もあり確実であるということでございます。特記事項等はございません。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査員といたしましては許可意見でございます。以上です。</p>
議 長	<p>調査員の皆さん、ご苦労様でした。</p> <p>これより、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について 1番から23番までについて一括して質疑に入ります。</p> <p>何か、ご質問等ございませんか。</p>
議 長	<p>1番委員。</p>

	<p>委員 1番委員です。先ほどの説明につきまして、現地調査の報告書21ページ議案第5号9につきまして修正をお願いします。20ページと申請地の位置が一緒になっておりますが、右側の21ページにつきましては、申請地の位置が松原地区公民館から北西に200mということでございます。修正の上、お詫び申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局よろしいですか。</p>
	<p>事務局 [なし]</p>
<p>議長</p>	<p>他にございませんか。</p>
	<p>委員 [質問なし]</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、お諮りいたします。 議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から23番までについて原案のとおり、意見決定及び許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
	<p>委員 [賛成多数]</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数により、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から23番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については「意見聴取」いたします。</p>
	<p style="text-align: center;">————— 議案第6号 —————</p>
<p>議長</p>	<p>次に、日程第8議案第6号農地の利用目的変更願について議題に供します。 1番から4番について、説明をお願いします。 それでは、1番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第6号農地の利用目的変更願についてご説明申し上げます。今月は4件ございました。この農地の利用目的変更願は、農地法は田から畑、畑から田への転換は許可不要でございます。盛土につきましても許可不要です。田から畑に転換されるとき、土地改良区の地区から除外されるとき、盛土がある場合、土地改良区の農道・市道或いは隣接の農地に影響がある場合がありますので、農業委員会の承認を受けてから盛土なり転換をするというかたちになっています。 1番についてご説明申し上げます。 申請人は西始良在住の〇〇。所有者も同一です。土地の所在は、西餅田字溝添〇〇番〇 地目 田 面積 558㎡です。農地区分は農用振</p>

	<p>興地域外で、都市計画の用途は、第一種中高層住居専用地域です。土地改良事業等があります。農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地となります。</p> <p>変更後の使用目的は、現状のまま畑です。申請理由は、水田利用の目的がなくなったため、果樹栽培の畑として利用したいためです。被害防除計画書の添付がございます。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>2番推進委員です。報告いたします。農地区分については第3種農地。申請地の位置といたしまして県立始良高等技術専門学校から南東に約100mの位置であります。被害防除の現況ですが、東が田と宅地、西が道路、南が宅地、北が田であります。申請実現の確実性は、果樹栽培の畑として利用するため確実である。条件及び特記事項については特にありません。総合意見として現地調査員としましては承認といたします。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>つぎの、2番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>2番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人は寺師在住の〇〇。所有者も同一です。土地の所在は、西餅田字溝添〇〇番〇。先ほどの〇〇番〇の隣接地でございます。地目は田でございます。面積は414㎡です。農地区分は農用振興地域外で、第一種中高層住居専用地域です。土地改良事業の施行がございます。農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地となります。</p> <p>変更後の使用目的は、現状のまま畑です。申請理由は、水田利用の目的がなくなったため、果樹栽培の畑として利用したいためです。被害防除計画書の添付がございます。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>2番推進委員です。農地区分につきましては第3種農地であります。申請地の位置であります。県立始良高等技術専門学校から南東に約100mの位置であります。被害防除の現況ですが、東が道路、西が田、南が道路、北が田であります。申請実現の確実性は、果樹栽培の畑として利用するため確実である。条件及び特記事項は特にありません。総合意見といたしまして現地調査員としましては承認意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>つぎの、3番について、事務局の説明を求めます。</p>

<p>事務局</p>	<p>3番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人は蒲生町上久徳在住の〇〇。所有者も同一です。土地の所在は、蒲生町上久徳字二木〇〇番〇 田 327㎡です。農地区分は農用地区域外で、都市計画の用途はございません。土地改良事業の施行もございません。農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は第2種農地と判断されます。</p> <p>変更後の使用目的は、盛土をして畑です。申請理由は、用水が思うように取れないため畑に変更ということです。被害防除計画書の添付がございます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、6番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>報告いたします。農地区分としましては第2種農地とされております。申請地の位置でございますけれど、川東上公民館より西へ約200mのところでございます。造成工法ですが、1.5～2.5mの高さで盛土をしたいということでございまして、土留め工法として芝張をしたいということです。被害防除の現況は、東に市道、西に水路、南に畑、北に雑種地でございます。申請実現の確実性でございますけれど、計画面積が妥当で適当であるということ周辺も畑であり現実性があります。特に条件等はございません。総合意見としまして現地調査員としましては承認意見であります。終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>つぎの、4番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>4番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人は加治木町木田在住の〇〇。所有者も同一でございます。土地の所在は、西餅田字横八田〇〇番〇 田 1,235㎡です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画の用途は第一種低層住居専用地域に指定されています。土地改良事業等の施行はございません。農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。</p> <p>変更後の使用目的は、盛土をして畑です。申請理由は、高齢のため、長年不耕作で迷惑をかけたので、畑に変更して管理していきたいということです。被害防除計画書の添付がございます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>2番推進委員です。農地区分につきましては第3種農地であります。申請地の位置であります。桜島サービスエリアから東に約30mの位置であります。被害防除の現況ですが、東が5条許可地、西が5条許可地、南が5条許可地、北が市道で現在工事中であります。申請実現の確</p>

議 長	<p>実性ですが、高齢のため水稻作が困難となり畑として利用することが確実である。条件及び特記事項といたしまして、通作路の確保です。総合意見といたして現地調査員といたしましては承認意見あります。以上です。</p> <p>これより、議案第6号1番から4番について一括して質疑に入ります。ただいまの、事務局及び現地調査員からの説明について、何かご質問等ございませんか。</p>
委 員	[質問なし]
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第6号農地の利用目的変更願についての1番から4番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	[賛成多数]
議 長	<p>賛成多数により、議案第6号農地の利用目的変更願についての1番から4番について、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第7号 —————</p>	
議長	<p>次に、日程第9議案第7号非農地証明願について議題に供します。</p> <p>1番について、事務局の説明を求めます</p>
事務局	<p>それでは、議案第7号非農地証明についてご説明申し上げます。今月は1件でございました。</p> <p>この非農地証明願いは、例えば山に杉が20年生以上であれば承認します。あと宅地が建築後20年以上建っていれば証明します。ただし、舗装もない更地は、証明しません。建築物があるか或いは植林をしているか。駐車場でアスファルト舗装がされていて区画線が引いている等であれば非農地証明はしないことになっております。</p> <p>1番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人は鹿児島市高麗町在住の〇〇。所有者も同一でございます。土地の所在は、西餅田字室前〇〇番〇 地目 田 面積 532㎡です。農地区分は、農用地区域外です。都市計画の用途設定はございません。土地改良事業等の施行もございません。農地の広がり10ha未満です。従って農地区分は、第2種農地と判断されます。変更年月日は昭和56年です。現況は宅地で、申請理由は、昭和56年より家が建っているためです。課税も宅地となっております。以上です。</p>
議長	<p>ただ今の説明に関連して、5番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

委員	<p>5番委員です。農地区分は第2種農地でございます。申請地の位置といたしまして県立始良高等技術専門学校から北に約100mの位置でございます。現況といたしまして、申請のとおり宅地となつてから約36年程度たつていと認められる。周囲の現況といたしまして、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が市道でございます。非農地として認定するやむを得ない理由といたしまして、すでに宅地となつて36年が経過しており、家も建つている現状でありやむを得ないものであると認める。条件及び特記事項はございません。総合意見といたしまして現地調査員としましては承認意見でございます。終わります。</p>
議長	<p>これより、議案第7号1番について、質疑に入ります。 何かご質問はありませんか。</p>
委員	<p>「意見・質問なし」</p>
議長	<p>それではお諮りいたします。議案第7号非農地証明願についての1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>[賛成多数]</p>
議長	<p>賛成多数により、議案第7号非農地証明願についての1番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第8号 —————</p>	
議長	<p>次に、日程第10議案第8号、農地あつせん申出について議題に供します。 1番から3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第8号農地あつせん申出売渡・貸付希望についてご説明いたします。総会資料につきましては、39ページでございます。今月の申請につきましては、3件となっております。参考資料につきましては、116ページからとなりますので、ご審議の参考として下さい。</p> <p>それでは、1番をご説明いたします。内容につきましては、売渡でございます。土地の所在が、加治木町日木山字楠原〇〇番 畑 2, 514㎡でございます。申請人につきましては、加治木町日木山在住の〇〇。譲渡希望価格は、総額〇〇円となっております。</p> <p>続きまして、2番をご説明いたします。内容につきましては、貸付です。土地の所在が、蒲生町漆字咄合〇〇番 田 2, 093㎡でございます。申請人につきましては、鹿児島市在住の〇〇。希望小作料は、10a当たり〇〇俵となっております。</p>

	<p>続きますして、3番をご説明いたします。内容につきましては、貸付でございます。土地の所在が、加治木町小山田字本仮屋〇〇番〇 田 1, 148㎡です。申請人につきましては、加治木町小山田在住の〇〇。希望小作料は、〇〇俵となっております。以上、議案第8号の説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。議案第8号、1番から3番について一括して質疑に入ります。何かご質問はございませんか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>はい、12番委員。</p>
委員	<p>はい、12番委員です。1番の案件でございますが、買い手はいらっしゃいます。前職の〇〇さんとの打ち合わせのなかで、買い手の方が農地法上でちょっと問題があるというような話で、打ち合わせしたのですが、それはクリアできておりますか。</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>今のところまだクリアされておられません。</p>
委員	<p>わかりました。それからもう1点です。この譲渡希望価格〇〇円でございますが、10a当たりになると〇〇円。この〇〇円でこの案件が受理されてあっせんをされればいいのですが、もしこれより下がったとき、仮に〇〇円としたとき、(10a当たり)〇〇円くらいでございます。今までの私たちの台地のあっせんの経過をみますと、私が担当委員となるかと思うのですが〇〇円から〇〇円であっせんはするのが妥当じゃないのかなというような気がいたします。そのような理由でこの案件は保留としていただいて、〇〇さんともう少し協議する必要があるのではないかな。私は〇〇さんのところに行って、今までのあっせんの経緯を説明しました。ですが、このあっせんにかけた場合ですね、税制上の特典がございます。それと事務手続きの特典がございます。〇〇さんが言われるには、あっせんにかけて税制上の特典が欲しいということでございました。そういういきさつで、今までの経緯を無視して、この価格であっせんをすべきなのか私は疑問を持っております。そこらへんも踏まえて保留が妥当じゃないかなという気がいたします。</p> <p>そこで、事務局にお願いでございますが、事務局の基本的なあっせんの考え方、これを説明していただきまして、委員の方々も新しい方もいらっしゃいますので、いい機会でございますので、質疑の時間を持っていただければなと思っております。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>わかりました。事務局。</p>

	事務局 今の12番委員の事務局に対するご質問ですけれども、実際今のよう に譲渡の希望価格等、その辺りはご本人の申請があったものを総会には 直接そのままおかけをいたします。その上で今みたいにご意見等頂戴い たしまして、また先方の方と話をし、それからあっせんとしてお受け できるようなかたちでまた総会に諮りたいと思いますのでよろしくお願 いいたします。
議長	よろしいですか。
	委員 可能であればですね、あっせんというものに対して質疑というか、皆 さんわからない人もいらっしゃると思うのですよ。どうにかたちであ っせんが行われるのか。そういう質疑応答の場を持っていけませんかと いうことに対してお願いします。
議長	わかりました。すみません。
	事務局 前日も合同研修会の後に、担当地区ごとに分かれていただいて、担当 委員さんの振り分けをさせていただいたんですけれども、今事務局のほう で考えているのは、今日みたいに総会の案件等が多ければ、総会等の 議事運営上の問題もあります。総会等が終わった後に、担当地区ごとに あっせんの今お受けしているもの或いは今日総会にでたあっせんの案件 について、各担当委員、推進委員さんも農業委員さんも地区割をさせて いただいたので、総会の後に集まらせていただいて意見交換をしていただ くとそういうかたちで時間を考えているところですが、先ほど言 ったように総会で審議をするのは当然必要なことですが情報交換 と情報の共有をそういったかたちであっせん事業というものを全体に考 えていきたいというものもありますので、農業委員会の事務局としても 今まで担当者が1人だったですけれども各地区1人ずつ3地区3名事務 局のほうもつくようにいたしましたので、それで皆様方と事務局と農業 委員と推進委員と連携を図っていきたいと思っていますのでよろしくお 願いいたします。
議長	12番委員。今の発言でよろしいですか。
	委員 はい。ありがとうございます。
議長	8番委員。
	委員 8番委員です。3番の貸付でございますが、これは今、中間管理機構 事業で手続き中でございますので、事務局のほうで確認をしていただ ければ、あっせん委員はいらないのではないかと思います。

議 長	事務局。
	事務局 今のご意見に対しましては、こちらのほうで確認いたします。
議 長	他にございませんか。
	委 員 はい。
議 長	5番委員。
	委 員 すみません、さっきあったあっせんの問題ですけれども、12番委員がいいこと言われましたけれども。前回（事務局職員）〇〇君がおる頃、米丸で反当〇〇円という田んぼがあったのですが、そげん安たればこっちからそういうことはもう出せないという話もあったのですが、現状をいろいろ把握すればですね、〇〇円が安いかわかりませんが、その地区地区においてですね、非常にそのもうどひこで売れないところもあるわけですね。その辺を先ほど事務局が言われましたようにその地区地区でもうちょっと下げて話をするべきじゃないかと私はそう思います。終わります。
	委 員 すみません、よろしいですか。
議 長	12番委員。
	委 員 5番委員がおっしゃるようですね、その地区地区で下げてというふうな話でございますけれど、今までの経緯からですね、私も農業委員してもう11年になります。その11年のなかでですね、あっせんが〇〇円で始まっているんです。その頃はもうあっせんは〇〇円できて、〇〇円になり、〇〇円になり、それで昨年でこの幹線道路沿いが〇〇円。そのような現状でございます。しかし、あのこの幹線道路からちょっと離れたところですね、ちょっと下げないといけないかと思うのですが、このようですね、急に私が考えている〇〇円とか〇〇円からいっても〇〇円から〇〇円急に下がるわけ。そうやってあっせんをしていいかどうか。ただ税制上ですねこの特典だけであっせんにかけていいのか。そのあたりが私はちょっと疑問があるのですが。今の現状をみればですね、下げざるをえないところはわかります。売りたい人はいっぱいいらっしゃいます。買い手はいないというのが現状でございます。買い手がいらっしゃるということは、非常にありがたいことでございます。けれども、そう簡単にあっせんのなかで下げていいのかどうか。そこらも考えていかなければいけないのじゃないかなあと思っています。以上です。
議 長	貴重なご意見をありがとうございました。私自身も議長という立場で

	すけれども、そういうふうに常日頃感じております。実際の問題としては、売りたい人はいっぱいいらっしゃるけれども、今12番委員が言われたように買いたいという人がおられない。安ければ買うがというのが現状だと思います。事務局とも相談をしまして、近日中にそれに関する話し合いを持ったかどうかということを私としては考えております。事務局はどうですか。
議 長	事務局 今議長から提案がありましたので、そのように対応させていただきたいと思います。以上です。
議 長	他にございませんか。ないようでしたらお諮りいたします。 議案第8号農地あっせん申出についての1番から3番については、原案のとおり受理することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	事務局 議長。
議 長	はい。
議 長	事務局 先ほど、12番委員のほうから1番については保留にしたかどうかという意見があったのですけれども、そのへんを諮っていただけないでしょうか。あと3番のほうも中間管理機構のほうに事務局からまた確認をいたしますので、保留というかたちで諮っていただければありがたいのですが。
議 長	私の考えとしては、保留ということもありますけれども、一応ここで受理するということです。後はその保留するとか中間管理機構のあっせんにするとか。
議 長	事務局 わかりました。
議 長	それでよろしいですか。 それなら、今言いましたように一応受理するということでもよろしいですか。
議 長	委 員 はい。
議 長	委 員 (12番委員) 受理してしまっただけですね。この〇〇円という数字がでてくるんですよ。受理してもこの〇〇円というのは変更がきくわけですか。
議 長	今ここであっせんを受理すれば、〇〇円は決定ということですか。
議 長	事務局 先ほど申し上げたとおりご本人さんのあくまでも希望価格をこの総会

議 長	<p>にはお出しいたします。その他またあっせんの経過報告等でご報告する際に、ご本人のほうと担当になられる農業委員と推進委員との交渉の中で価格が下がる場合もあります。高くなることはあまりないんですけども。下がった場合はその価格でのご報告と申し上げるので、この価格が決まりの価格ということではございません。</p> <p>今ありましたようにこの価格で受理するという意味ではないということです。よろしいですか。</p>
委員	<p>(12番委員) はい。</p>
委員	<p>(5番委員) ちゃんと出しているわけですから〇〇円で受理して、あっせんすれば下がっていくんでしょう。そういうことなんじゃないんですか。一応受理されるのは、この本人の気持ちが大事なわけですね。だから一回受理して。</p>
議 長	<p>あっせんを受理するということです。価格は、受理はしないですよ。</p>
委員	<p>(5番委員) あがらんない手はおらんわけですからね。</p>
委員	<p>(9番推進委員) 12番委員は、あっせんの価格をもうちょっとあげたいと言われたわけですよ。さっきね。</p>
委員	<p>(12番委員) 今ですね相場的にあっせんをかけるときにですね、この価格でかけてしまったらですね、全てがこれがベースになっていくわけです。仮に〇〇円でいったときは、〇〇円。〇〇円でおさまればいいですけど、今まであっせんをしたなかで、この希望価格より上がったところはあります。希望価格の満額になったことも私は一回もございません。それより下がっていく。そうした場合にそれきり〇〇円前半の私たちの台地が〇〇円というのがベースになってくる。もう私もあっせんをしましたけれど怒鳴られ、怒られ、ほんのこてあっせんとういうのはするごちやなかと思ったこともあります。しかし、買い手が譲りまけて頭を下げに行って「なんとかならんでしょうか。」と頭を下げたこともあります。だから価格というのは下げるのは簡単。だけど自分たち農業委員がいったん下げてしまえば、その地区の土地の価格というのは全部それがベースになってしまいます。</p>
議 長	<p>はい、9番推進委員。</p>
委員	<p>9番推進委員です。12番委員が言われるのは、この希望価格を現在の希望価格が〇〇円で反当が〇〇円でしたっけ。それよりベースが〇〇円くらいになってしまうから、もう少し高い値であっせんをかけたいということじゃないんですか。</p>

	委員	よろしいですか。
議長		はい、12番委員
	委員	あの、このあっせんにかげなくて3条申請でされるのであれば、〇〇円だろうが〇〇円だろうが一切関係ないですよ。だから3条申請の売買にしていただけませんかということも相談をしました。要するにあっせんをかけると税制上の特典があるからあっせんでやってくれということ。それだけのこと。
議長		それでは、先ほど申し上げましたように価格とかそういうのは一応流動的であるという意味でこのあっせん申し出を受理するということについてお諮りをいたします。受理することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委員	[賛成多数]
議長		賛成多数により、議案第8号農地あっせん申出についての1番から3番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。 ここではですね、予定としましてあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきますということになっておりますけれどもそれでよろしいですか。今でましたように価格の決定とか事務局との調整もありますので、まだここであっせん委員を誰と誰にするかというのは、事務局、決定しないほうがいいんじゃないですか。
	事務局	議長。 先ほど提案がありましたけれども、2番については、あっせん委員を今決めていただきたいと思います。1番3番については、後日こちらのほうで各担当地区委員さんに個別にお話をさせていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。
議長		ただいま、事務局からありましたように1番と3番については、この場では決めないということで、2番につきましては、各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。
	委員	「意見なし」
議長		いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げますけれどもよろしいでしょうか。
	委員	はい。

議 長	<p>議案第8号農地あっせん申出についての、2番については、7番委員、12番推進委員にお願いしたいと思います。</p> <p>事務局案でよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>はい。</p>
議 長	<p>それでは、担当になられた委員の方々は、よろしくお願いたします。</p>
<p>————— 議案第9号 —————</p>	
議 長	<p>次に、日程第11議案第9号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の意見決定について議題に供します。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第9号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>資料は、40ページから44ページとなりますので、審議の参考にしてください。</p> <p>本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき本総会において決定を得るものです。なお、議案第1号の農用地利用集積計画(貸借)の意見決定と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積されたもので、借主が中間管理機構ということで別議案として上程いたします。</p> <p>利用権を設定する者の氏名又は名称につきましては、42ページから44ページに各筆の明細が記載してございますのでご確認ください。</p> <p>利用権設定を受ける者の氏名又は名称については、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 弓指 博昭です。募集期は、平成29年I期です。利用権設定開始日は、平成29年6月1日からとなります。</p> <p>今回の募集期は、本年の2月1日～3月2日にかけて公募を行い、本市で配分計画案を作成した後に、機構が配分計画を策定したもので、本市農業委員会の決定を受け、市が公告し、県が配分計画を公告・許可することで効力が発生します。</p> <p>今回、中間管理機構を借主として利用権の設定をしようとするものは、全体で50筆、農地面積は 56,888㎡です。設定する期間は、5年が2筆、10年が48筆となります。</p> <p>資料の41ページをご覧ください。</p> <p>借換区分別の集計についてご説明します。</p> <p>今回の設定する地域は、加治木町の小山田地区、蒲生町の上久徳地区、白男地区、米丸地区、始良の船津地区です。</p> <p>まず、小山田地区は、全体で3筆・面積4,543㎡で、借換区分は新規のみです。権利別は、賃貸借のみ、期間別は、10年となっております。</p> <p>次に、上久徳地区の全体は、36筆で面積38,645㎡となります。借換区分はAtoA、所謂、本人が機構に貸し出をして、本人がまた借り受けするか</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>たちですが、これについては、27筆の29,012㎡、権利別は、賃貸借のみ、期間別は、5年が1筆の610㎡、10年が26筆の28,402㎡となります。</p> <p>また、借換区分の載せ換え、機構に貸し出す前と貸借関係が同一のものとなりますが、これにつきましては、全体で9筆の9,633㎡、権利別は、使用貸借が1筆で859㎡、賃貸借が8筆の8,774㎡、期間別は、10年のみとなっております。</p> <p>続いて、白男地区の全体は、6筆で面積7,809㎡となります。借換区分は新規が3筆の4,697㎡、権利別は、賃貸借のみで、期間別も、10年のみとなっております。</p> <p>借換区分のAtoAにつきまして、全体で2筆の1,271㎡、権利別は使用貸借のみ、期間別は、10年のみとなっております。続いて、借換区分の載せ換えは1筆で1,841㎡、権利別は賃貸借で、期間別は、5年となっております。</p> <p>続きまして、米丸地区につきましては、全体で1筆のみで、面積242㎡、借換区分は載せ換え、権利別は賃貸借、期間別は10年となっております。</p> <p>最後に、船津地区につきましては、全体は4筆の5,649㎡、借換区分は新規のみで、権利別は、使用貸借が3筆の3,433㎡、賃貸借が1筆の2,216㎡、期間別は、10年のみとなっております。</p> <p>これで、議案第9号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての説明を終わりますが、本年度、始良市が中間管理事業を活用して農地の集積を図ることとし重点地区として加治木町小山田地区、蒲生町白男の東地区の2地区を設定したことを皆様方にここでご報告いたします。</p> <p>なお、ここで重点地区のみ農地の集積を図ればよいということではございませんので、農業委員・推進委員の両委員の皆様におかれましては、ご自分の担当する地域におかれまして、農地利用の最適化の推進活動を推進していただき、一件でも多くの農地の集積・集約に努めていただきたいと思います。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p> <p>これより、議案第9号について、質疑に入ります。 何かご質問はありませんか。</p> <p>「意見・質問なし」</p> <p>ありませんか。 それではお諮りいたします。 議案第9号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の意見決定について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>[賛成多数]</p>
---	---

議 長	<p>賛成多数により、議案第9号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の意見決定については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">————— 農地あっせんの経過報告 —————</p>
議 長	<p>次に、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。</p> <p>まず、事務局からの報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。資料の4ページをご覧ください。農地あっせんについての経過報告でございます。こちらのほうの4ページをご覧ください。よろしいでしょうか。</p> <p>こちらの4ページの44番につきましては、1号議案の79番にて利用権の設定がなされましたので、今回で終了となります。</p> <p>続きまして、6ページでございます。6ページの67番でございますが、こちらにつきましては、先日、利用権が事務局へ提出されまして、来月の総会にて諮る予定となっております。その備考の欄が変わることとなります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>あっせん委員から、何か報告等ございませんか。</p>
委 員	<p>[報告なし]</p>
議 長	<p>ただいまの、事務局及びあっせん委員からの報告について、発言のある方はございませんか。</p>
委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>なしということでございます。</p> <p>それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。</p> <p style="text-align: center;">————— 農用地利用集積計画合意解約 —————</p>
議 長	<p>次に、農用地利用集積計画の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、農用地利用集積計画の合意解約報告をいたします。こちらの資料でございます。合意解約（4月分）という資料でございます。よろしいでしょうか。こちらにつきましては、4月は、24件が提出されてございます。</p> <p>内容につきましては、この合意解約（4月分）をのちほどご確認下さい。こちらにつきましては、議決不要案件となっておりますのでご理解方よろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>

議 長	ただ今の事務局説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。
委 員	「質問・意見なし」
議 長	ないようですので、それでは、この案件は報告ですのでこれで終わります。
	————— その他 —————
議 長	それでは、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。
委 員	なし。
議 長	なしという声もありますけれども、初めての方でこれだけは言っておきたいということはいかがでしょうか。 それでは、ないようですので、以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。 事務局から何かございませんか。
事務局	○活動記録セット、農業委員手帳について説明 ○農業委員会作業グループについて説明 ○農業委員会だよりについて説明 ○「農地等の利用最適化の推進に関する指針」(案)について説明
議 長	他にありませんか。 それでは以上をもちまして、平成29年度第1回始良市農業委員会総会を閉会いたします。
事務局長	[閉会] 姿勢を正してください。 一同礼。

議事録署名委員

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_